

## 後白河と清盛（Ⅲ）

北爪真佐夫

### 目次

#### はじめに

- (1) 二条天皇親政と清盛の太政大臣就任
- (2) 観山の衆徒蜂起と平家
- (3) 任官問題と徳子入内
- (4) 南都北嶺の衆徒蜂起
- (5) 師長の太政大臣と重盛の内大臣
- (6) 後白河法皇と風流（以上60号）
- (7) 洛中焼亡
- (8) 鹿ヶ谷事件
- (9) 平重盛・同盛子の死去と万物沽価法
- (10) 治承三年のクーデター（以上61号）
- (11) 安徳天皇の即位と以仁王の挙兵
- (12) 福原遷都とその挫折
- (13) 源氏の挙兵（以上本号）

#### (11) 安徳天皇の即位と以仁王の挙兵

1179（治承三）年十一月のクーデターで平氏は関白をはじめ四十餘人の公卿殿上人などを解任し、さらに院宮分国や摂関家領などの荘園を手中にし、故基実の子息基通を関白にするなどして権力の基盤を強固なものとしたのである。こうした権勢を基礎にして取り組まれたものが有名な大輪田泊の修築である。1180（治承四）年二月、前太政大臣家の求めに応じて朝家では太政官符を下しているのであるが<sup>(1)</sup>この官符の宣下の奉行については清盛の申出により右大将良通ではなく父の右大臣兼実が行うようにとの要請により兼実が行っている。この任にあたった兼実によれば前太政大臣家の解状の書式や太政官符には若干の問題があったのだがこの日に宣下しなければならない事情があったため書き改める余裕もなく宣下されたという。急がねばならなかったのはほかでもなく高倉天皇の譲位がその翌日にせまっていたからであるが<sup>(2)</sup>、清盛の強引な要請があったからでもあったのである。ところでこの官符に引用されている前太政大臣家の解状によると「殊勵私力雖築新嶋」とあり、かつて平氏は私力で新嶋（経島）を築いたのだけれども限界があったので、今度は国家の力を借りて大規模な修築を行うことにしたのである。平氏の私力で築いた「経嶋」の構築は1173（承安三）年だったということから七年程前ということになる<sup>(3)</sup>。その前年には「播州輪田浜」で清盛は千壇阿弥陥供を行ない後白河法皇も臨幸して法華法を修したということは前述したところであるし、また同年には

「大宋国」より貢物が送られてきて「朝家」ではその処理に苦慮したが清盛の要請で内々に返牒などを送って解決したこともふれたところである。

さて、今度の大輪田泊の修築は10世紀初頭の「延喜の例」に任せて東海西海道の地域では調庸雜物を運ぶにあたり、ここを運上船が通過する次いで三日間の役を義務づけたのである。畿内、和泉、摂津ならびに山陽南海道の地域に対しては、田一町別、畠二町別に各一人宛の人夫を雇って役を負担するというので賦課の範囲は「荘公」の別なく一率でその時節は各々の申請によるというのである。こうしてこの修築の完成のあかつきには波路の怖れは聞かなくなり、官物私財の損失は永く絶つことができるとある<sup>(4)</sup>。こうしてこの大輪田泊の修築は調庸雜物の運搬にとどまらず宋船の入港にも大いにあずかったのであった。この年の十月中旬には唐船が輪田浜に到着し薬種の交易が行われたのである<sup>(5)</sup>。この時期、日宋交易に平氏が熱心であったことはいうまでもないが、すでに12世紀30年代、鎮西に唐人船が来着したおりに太宰府の役人は例に任せて検問し、和市物などを提出させていたが、宋人周新の船に対して鳥羽院の院司であった平忠盛は自から下した下文を院宣と号して神崎荘は御領であるから検問すべきでないと命じたため府官たちは面目を失したとして院に訴えようとしたことがあったのである<sup>(6)</sup>。いずれにしても平氏は九州の地などで早い時期からこのように日宋交易にかかわっていたのである。しかも、今度の大輪田泊の修築が国家的事業として取り組むことができたのはこのことの実現により「公私の利益」が増大することにあるが、さらに治承三年十一月のクーデターにより清盛の政治的経済的立場が一段と強固になり「朝家」としても、これを公認せざるを得なかったからである。

次ぎに、昨年の夏頃から高倉天皇は譲位の意志を固めていたことは前述したところであるが、大輪田泊の修築に関する太政官符が下された翌日の二月二十一日に「応徳三年の例」にならって譲位されている<sup>(7)</sup>。しかも注目すべきは高倉天皇が譲位してまもなく「院序始」が行われたのである。すなわち「伝聞、昨日院序始云々、亦尊号勅書、上卿三条大納言云々、又御即位於紫宸殿可被行之由、被定下云々、余雖至愚所申協理、仍所被用歟」<sup>(8)</sup>ということであった。つまり、高倉天皇の譲位のあと二七日に「院序始」が行われたこと、即位式をどこで行うかについては兼実の見解が理にかなっているとして採用され「紫宸殿」で行うことになったというのである。前者の「院序始」が行われたということは昨年十一月以来停止となっていたもののはぼ三ヶ月ぶりに復活したことになる。これであきらかなことはたしかに清盛は後白河法皇を幽閉して「院政」(世間沙汰)を停止したものの院ならびに機構としての「院序」などを廃止する意図はなかったことである。ところで高倉上皇は院となってまもなく伊都岐嶋社詣を行っている。高倉上皇が院となって他社にさきがけての伊都岐嶋社詣を行うことには疑問が出されたのは当然といえば当然である。どうして行ったのかというと「然而殊御願之上、入道相國申行之故也」<sup>(9)</sup>とあるように、高倉院としても特別な「御願」がある上に清盛の要請があったがためだったのである。だが新院の伊都岐嶋社御幸は突然延期となっている。その理由は叡山

などの大衆蜂起のためでそうした情報は宗盛より清盛の許に伝えられたという<sup>(10)</sup>。左衛門佐光長が兼実に語ったところによると過日、平時忠の所を尋ねた折りに聞いた話では園城寺大衆が蜂起し延暦寺及び興福寺衆徒らと相語らって後白河法皇と高倉上皇を盗み出そうとの評議があった由が宗盛の辺りに達していたという<sup>(11)</sup>。これとは別といふべきか、新院の伊都岐嶋社詣に対する叡山の見解は「平家物語」によると次のようにあった。

山門大衆いきどおり申す。「石清水、賀茂、春日ならずは、我山の山王へこそ御幸はなるべけれ、安芸国への御幸はいつの習ぞや。其儀ならば神輿をふりくだし奉て、御幸をとゞめたてまつれ」と僉議しければ、これによってしばらく御延引ありけり。太政入道やうやうになだめ給へば、山門の大衆しづまりぬ<sup>(12)</sup>。

上記の叡山の主張は石清水、賀茂、春日詣を行わないのであれば日吉社にこそ詣でるべきなのに、安芸の伊都岐嶋社としたのはいつの先例=習いであるか。伊都岐嶋詣を行うのであれば例の如く神輿をふり下して「御幸」をとめると僉議したというのである。こうした叡山などの要望に譲歩する必要から少し延引し、その間に清盛などが説得にあたり大衆蜂起も鎮ったようで、十一日の曉方、高倉院は伊都岐嶋社（巖島社）参詣を思いたったのは表面では平家に同心し少しでも清盛の心を和げて法皇を鳥羽殿の幽閉から救うためであったといっている。なおまた園城寺大衆らが蜂起して後白河法皇と高倉上皇を盗み出そうとしたことについては時忠によると後白河法皇自からが前幕下宗盛の許に伝えたことだから「実説」だといっているが<sup>(13)</sup>、園城寺はそうだとしても興福寺さらには延暦寺までもその点で一致するとは考えにくい。ここではむしろ高倉上皇の伊津岐嶋参詣に対して反平氏で一致したにとどまったのではないかといつておきたい。もっとも、まもなく後白河法皇の第二皇子以仁王の反平氏の行動が開始されたことからすると三月中旬には少くとも後白河法皇は園城寺の大衆蜂起は知っていたのではないかと考えられる。

次ぎに、四月の初旬、高倉上皇が伊都岐嶋社の参詣を終えて洛中に帰ったその日に源頼政は子息仲綱らを率いて以仁王の三条高倉御所に参上して平氏討滅のため挙兵をすすめたという<sup>(14)</sup>。他方、安徳天皇が春秋三才で即位したのは四月廿二日であったが<sup>(15)</sup>、伝え聞くところによると五月初旬には後白河法皇は京中に渡御するという。こうして鳥羽の後白河法皇は十四日には京に出御し内蔵頭季能朝臣の家を御所とするということで八葉の御車に乗り扈從の車二両と武士三百騎許りが前後左右を囲繞していたという<sup>(16)</sup>。こうしたなかでその翌々日には以仁王の名前を「源以光」に改め遠流に処することに決したという。こうして平頼盛らは八条院に向ったがめざす宮はすでに脱出していて「若宮」を捜索するにとどまったという<sup>(17)</sup>。同月十七日、園城寺の座主円惠法親王から以仁王は園城寺平等院におられるので京を出るべきであると沙汰しているとの連絡が宗盛・時忠らに伝えられたという。そこで時忠らは以仁王の受け取りに使者を園城寺に派遣したところ、大衆は以仁王を奉じて立ちあがることを決めて平氏に

通じている座主の房などを破壊して気勢をあげたという。またある武者のいうには諸国に散在する源氏の未胤らの多くは以仁王の方人になるとか、近江国の「武勇の輩」もこれに同じく与力するということであった<sup>(18)</sup>。廿一日には園城寺を攻めるべしとの命令が平氏傘下の武士に発せられ、明後日には発向するという。前大將軍宗盛以下十人がその大将となり、その大将とは平頼盛、教盛、経盛、知盛等の公卿と維盛、資盛、清経、重衡らの朝臣、源頼政入道らであった<sup>(19)</sup>。

こうして翌廿二日夜半になって源頼政は子息らとともに園城寺（三井寺）に参籠し、以仁王の陣営に加わったという。またこの日には延暦寺の大衆三百人が与力したというし、奈良の衆徒大衆も蜂起して上洛しようとしているという。そうしたなかで前将軍宗盛以下の京中の武士らはすっかり恐怖し京中の資財を運ぶとか、女人らを避難させるといった動きがあったという<sup>(20)</sup>。翌日、兼実の許を訪れた源雅頼が「世上」のことを語っているがそれによると官兵らは天皇、法皇以下洛中の諸人ら一人も残さずにひきつれて福原に下向するらしいとの噂がひろまっているという<sup>(21)</sup>。こうして平氏は延暦寺、園城寺の座主や僧綱を通じて衆徒大衆の切崩しを行った結果、座主明雲に説得された大衆は園城寺を攻めるのを承諾したと噂になっているという。他方、園城寺にたてこもった以仁王と頼政とは予想よりも早く計画が発覚して平氏軍の攻撃をうけたため、畿内近国の源氏を糾合する暇もないまゝ夜陰に乘じて園城寺を脱出して奈良に向ったという。平氏軍はただちに追跡し昼頃には宇治平等院で追いつき宇治川をはさんで合戦となり源頼政及び仲綱らが討死となったという。平等院の執行良俊の使者によれば平等院の殿上や廊内に三人の自殺者の遺体があってそのうちの一人は以仁王ではないかということであったという<sup>(22)</sup>。その前日、摂政基通は南都に使者を遣わしたが、それは以仁王と結んだ衆徒の謀叛を制止するためであったが衆徒側ではその使者を追い出すなど両者の衝突となつたという。他方で高倉院は興福寺、園城寺などの濫行に対してどう対処するか院殿上で議定したという<sup>(23)</sup>。こうして五月末日には新院は密々に清盛第に行啓して源頼政以下の首を御覽になつたという<sup>(24)</sup>。ところで前述の廿七日の院殿上での議定で左宰相通親朝臣は園城寺に対しては衆徒はすでに退散したので師主縁者らに付けて「張本」を尋ね召すように命ずべきであり、南都興福寺に対しては「謀叛の輩」と同意しているのでその罪は軽くない。しかも以仁王の移住を助けるなど問題である。早く官軍を遣わして彼の寺を攻めその上に末寺庄園は停止すべきであるといったという<sup>(25)</sup>。こうして園城寺と興福寺に対してそれぞれ異った処分なり態度をとるべきであるとの主張で、この点では帥大納言隆季卿も同様な意見で、とくに興福寺の衆徒に対しては藤氏長者の使者や氏院別当に対して凌轢や恥辱に及んでいることは問題で早く官軍を遣わして追討すべきだといっているのである。しかも、興福寺に対しては「彼寺兵強之地也、徒経日数、定其數万倍者歟（傍点筆者）」<sup>(26)</sup>といっている。これに対して兼実にとっても氏寺である興福寺に対しては今度の「謀叛」をおこした罪は絞斬にあたるとして追討使を派遣すべきとの見解はもっともあるが、まず「宣旨」や「院宣」で子細を尋ねるべきでそれもせずに

官兵を派遣するならば社寺はことごとく灰燼となり一宗の磨滅となることは疑いないと述べたという<sup>(27)</sup>。兼実としては氏寺興福寺の擁護につとめたのは当然であるが「世間」とは異なる聖界に対する配慮があったといってよいであろう。その意見は蔵人左少弁行隆より奏上されたが南都より以仁王は誅伐されたとの連絡があったこともあって、左大臣経宗に仰せられた両寺に対する指示は以下の二点になったという。

①園城寺に対してはすでに召し置かれている悪徒について「張本」を尋ね搜すよう命ずべきである。

②興福寺に対しては両丞相（左大臣経宗・右大臣兼実）の申状に任せて、まず使者を遣わして謀叛の子細を尋ね以仁王の存否を問い合わせその返答にしたがって「官軍」を派遣するというものであった<sup>(28)</sup>。

こうして②の興福寺に関しては兼実ら左右の大臣の意見が認められ南都に「官軍」を派遣するという見解は退けられたのである。なお、この段階では園城寺に対する処分も「張本」の追求にとどまったが以仁王の挙兵がかかわっていたこともあって、本格的な処分は一ヶ月後に行われたのである（後述）。

前後することになるが二月廿一日、高倉天皇讓位後の安徳天皇はわずかに三才の幼主であったから「朝家」の実際の「儀式」一つとっても種々の困難が生じているのである。ここで若干の事例をあげてみよう。三月中旬の八条院御所の行幸は夕方であったためか「主上御不豫六借」により延引となっている<sup>(29)</sup>。二つめは四月初旬、蔵人左少弁行隆より明日の遷幸のとき主上は御束帶を召すべきか否か兼実に問合せがあった。これに関連して「幼稚之君、如法之条、不可叶」<sup>(30)</sup>とある。つまり、幼稚の君では法にそって行うことができずその体ははなはだ見苦しいとある。第三も、同時期に「移徒の儀」が行われたのだが、その間、幼主ひとりかの昼御座におわすことは叶わないし、かといって昼御座におられることなくこの「礼」を行うのは新儀であり進退きわまってその是非についてよい案を承けたまわりたいと兼実に聞いている<sup>(31)</sup>。第四も、全く年齢によるもので、四月の下旬の即位の日に摂政は主上を「高御座」に使えるにあたってだき抱えるなどの援助が必要だったのである。例えば「摂政昇同階、奉居幼主於高御座上後引還」とあって、摂政の助けが必要だったのである。いずれにしても三才の安徳天皇の即位の儀が行われたのであるが<sup>(32)</sup>、三月廿一日のこの新帝受禪日に関白基房は関白をやめて摂政となっているのである。新院（高倉院）の方は同日権大納言藤隆季、同実国、参議長方が新院の別当となっている<sup>(33)</sup>。同月廿五日には権中納言平時忠と参議源通親が新院別當に補任されている。これでみると新院別當にはなかなかの人物を配置していることが解る。さて、四月廿二日の「即位の礼」にもどれば兼実は違例な点が六つ程あったと指摘しているが、そのうちの一つに刀櫛を召して鼓をうった後に門を開けることに関しては「大違例」だといっている<sup>(34)</sup>。後日になって大外記頼業がいうにはこれは内弁の指示だったという。以上、いずれにしても清盛は四月下旬には「即位の礼」を行って安徳天皇を皇位につけることができ、そ

れにさきだつ二月末日には前述したように「院序始」を行なっており、新院別当に平時忠を配置しているのである。こうして新院（高倉院）と主上（安徳天皇）といった新体制のスタートをきってまもなく四月から五月にかけての衆徒大衆の蜂起や諸国の源氏の反平氏的氣運のたかまりのなかでいわば先駆的行動の一つが以仁王を推戴した源頼政らの蜂起であった。だがこの蜂起は都の周辺の衆徒大衆や源氏などとの結びつきを固める前に未然に防ぐことができたものの清盛にとっては三位に推挙したあの源頼政らの蜂起は大きな驚きであったに相違ない。

## (12) 福原遷都とその挫折

1180（治承四）年、この年の五月末日、頼政入道以下の追討に対し勧賞が行われた。平清宗は父宗盛の追討賞により従四位上より二階上って従三位に叙せられている<sup>(35)</sup>。その他では従五位下藤景高、従五位下同心綱も追討の賞を得ている。ところで兼実は五月の下旬に前権中納言源雅頼と「世上」のことを談じたおりに官兵が洛中の諸人を引率し、さらに主上や新院をともなって「福原」に下向するとの噂を聞いている<sup>(36)</sup>。もっとも、そうしたことでは実行こそされなかつたが、かの治承三年末のクーデターのときにも清盛にはそのような意向があつたことはすでにふれたところである。こうして三十日の未刻、前大納言邦綱卿が兼実に告げてきたところによると六月三日に天皇などは「福原」に行幸するとのことで、上西門院も同じく渡御すると聞き「仰天の外」なしといっている。ところがこの日の晩に藏人左少弁行隆が報ずるところによると三日が二日だという。兼実は京に留まる者は大変になるし、主上の御共を務める公卿は僅に三人で殿上人は四五人許りだという。これは「天狗之所爲」でただごとではなく、乱世に生まれ合わせてこのようなことを見るのは悲しむべき宿業だともいっている<sup>(37)</sup>。翌日には兼実は天皇・上皇・法皇が福原に遷幸することが決まったと聞き、さっそく使者を清盛の許に遣わして自分も参るべきか否かを問い合わせている。その返答は現在のところ先方には寄宿するところがないので追って案内があるまで待機するようにというものであった<sup>(38)</sup>。これにより先に昨日上皇の招きで参内したところ今度の福原の御共に参る輩は偏に清盛の意向によるものであつて、その是非については一切申されずただ聞し食すばかりだったという<sup>(39)</sup>。こうした事情にあつたため兼実としては清盛から直接問う必要があつたのである。かくして六月二日に清盛の福原別業に主上の行幸があり、法皇・上皇の渡御となつたのである。兼実は洛外に行幸した場合などに假に設けられる御所=行宮は往古にはそうした例はあったが延暦以後ではすべてそのようなことはなく、今度のようなことは誠に希代の勝事かといっている。しかもこの遷幸のそもそもの起りを少しでも知っている人はいないのである。思うに南都衆徒が蜂起し不慮の恐れがあるからとかあるいは頼政などの餘党がなお休みなく蜂起しているため彼らの怖畏を防ぐための遷幸だといってみても、いずれも洛中にまでその恐れが及ぶようなことはないというのである。ある説では「遷都」であるといっているがたとえそうであつてもこのようにたちまちの「臨幸」は如何がなものであろうかと事の真相を把握できずにいっているので

ある。また洛陽に留まる者の中には刑を蒙るべき者があるので諸説がみだれ飛んでいる状況なのである。いずれにしても、今回の「遷幸」はどうして生じたのであろうか。清盛は確かに「福原」別業で過すことが多く、また治承三年のクーデター直後にも「遷幸」の意志があったことは確かであるが、なんといっても①以仁王や源頼政の挙兵②院近臣や園城寺・興福寺などの衆徒大衆のなかに反平氏の氣運が蓄積されて平氏の思い通りにはことは決して運ばなくなっている点はみておく必要がある。こうしたことから清盛としては隣接している大輪田泊などを含む福原別業の地を新たなる政治的経済的な拠点として「遷都」することを考えていたようである。

さて、六月二日の福原遷幸の模様を見物した者による兼実に対する報告では当日は八条通りから草津にいたるまで数千騎が二列に轡を並べて幸路をはさみ、先頭には清盛が尾形輿二つ（二品及び摂政の室家）、次に主上、供奉の人々として左大将実定、別当時忠、宰相中將泰通親の四人の公卿、近衛司左中将泰通朝臣、右中将隆房朝臣、職事頭前亮重衡朝臣、頭弁経房朝臣らが続く。次に摂政基房（乗車、前駕二人、騎馬車後にあり）、次に内侍所、蔵人左少弁行隆、左少将有房朝臣ら各々騎馬で続く。次に御籠神、上卿右衛門督実家、弁右少弁兼忠（各々乗車、但し弁は草津より帰京）、次に院、帥大納言隆季、前大納言邦綱、右少将通資朝臣、同時実朝臣、右中弁兼光朝臣、中務権大輔経家朝臣、右京権大夫信行朝臣、安芸守在経ら各々の騎馬が続く。次に出車二両、次に前大納言宗盛が手輿に駕して最後尾につくということであった。こうしてこの行列は今夜中に大物浜に着き、ついで明暁福原に到着するという<sup>(40)</sup>。しかも内裏（安徳天皇）は福原の中納言平頼盛の家に、上皇（高倉院）は清盛の別荘に、法皇（後白河院）は平宰相教盛の家に、摂政基通は安樂寺別当安能の房に落着くことになったという。だがこの行列などで福原に参入した者の多くは宿舎がなく道路に座すが如き有様であったといいう<sup>(41)</sup>。それにしても六人程の公卿や十三人程の殿上人はこの遷幸に加わったものの洛中に残された公卿や殿上人は兼実のようにいたく心をさいなまされたに相違ない。さてその翌日、昨年のクーデターで解官となった権中納言源雅頼はこの年の正月には本座の出仕が許され、この日に兼実の許を訪れて「世上」のことを談じているが、そのおりにある人は「遷都不可然云々」といったと批判者のあることを紹介したといいう<sup>(42)</sup>。

兼実はこの日、便脚につけて福原の院女房と前大納言邦綱卿の許に書状を送っている<sup>(43)</sup>。ついで翌四日には兼実は今度は使者を遣わして福原に参入する旨を邦綱卿の許に伝えたといいう<sup>(44)</sup>。その使者は六日には戻って邦綱卿の返事を伝えているのだが、それによるとただいまのところ「福原」には宿所がないのでおいでになつてもどうしようもないということであった。そこで邦綱としては子細を調べ形勢をうかがって一両日中には飛脚で返答するのでお待ちいただきたいということであった。また去る四日の夜、主上は頼盛の家より清盛の別荘に還御され家主頼盛は宗盛を越えて「正二位」に叙せられたといいう<sup>(45)</sup>。福原参入もままならない兼実はこれに対して「余全不爲苦、物狂之世、不足論是非、勿論々々（傍点筆者）<sup>(46)</sup>」といつてい

るのである。だが兼実としてはその実、心中穏かではなかったはずである。ところで百鍊抄は今度の遷幸について法皇新院以下貴賤の上下が平安の旧城を出て摂津の「新都」に赴くといつているという。しかも今度の遷幸を「遷都」といっており、当然のことながら清盛が申し行つたといつているのである<sup>(47)</sup>。八日になって邦綱卿の書札が兼実の許に着いているが、それによると兼実の福原参入については上皇と打合せる必要があり上皇としても兼実の参住を希望しているという。だが福原には依然として宿所がないので当面は邦綱の寺江の別荘を使用し、そこより福原に行き夜はまた寺江に戻るということで清盛も了承しているので是非下向されてはということであった。兼実はこれに対して洛中を十三日に出発すると返答しているのである<sup>(48)</sup>。

六月初旬、兼実は皇嘉門院に参内して遷都のことなどを聞いている。それによれば「遷都」のことは大略決つていて兼実の福原参入を高倉上皇も待っているとのことであった。このところ福原参入を必死に求めていた兼実も、これでやや落着きを取りもどしたようでこの問題であえて申すべきこともないとした上で「只可隨形勢也、万人如此、一身不諂者、其害舉足可待歟(傍点筆者)」<sup>(49)</sup>とやや居直っているのである。これはすでに十三日には洛中入りが決っていたからであろう。こうして兼実は福原「離宮」に参るため十三日に京を出て翌日には前大納言邦綱の寺江の山荘に到着し、福原に向う途中で頭弁経房より遷都に関する三件の質問をうけている<sup>(50)</sup>。兼実は福原に到着した翌日に経房朝臣を招いて解答しているが三件とは①左京の条里が不足している。②右京の平地はいくばくもない。③大嘗會はいつ行うべきであるかということであった。①②は都城制の予定地の「和田」の地に関する問題で①の左京の条里不足の問題は仲々難問であるが宮城をつづめるしかない。そうとすれば南北五町、東西四町ということになる。②の問題は大山や深谷があるわけではないのだから、ほとんど平地でとくに妨げとなるとは思われない。③の大嘗會と遷都は朝家にとって重要な行事であり事業であって両者を二つとも行うとなれば国の費用は大変である。兼実としてはしばらく旧都に還御して大嘗會を行ったあとで遷都の沙汰があつてもよいのではないかといつている。逆に遷都を急ぐのであれば大嘗會の方は延期せざるを得ないのでないか。もっとも、こうした例は撰式以来かつてないことであるが困難であれば例がないとしても大嘗會の方を延期するしか方法がないともいつている<sup>(51)</sup>。この日、兼実が新院の御前を退いたあと新院別当の平時忠は御前に参上し経房朝臣を召して都の地と定めていた「和田」の地を改めて「小屋野」とし早く木工寮を遣わしてその地を打ち定めるようにと命じたという。確かに多くの人は「和田」の京は町数狭少の地でさまざまな難儀をかかえているため満足しなかつたし、万民が苦しむきざしがある。それに対し小屋野の方がすこぶる「便宜」の地であるという。だが兼実が案するのはなんといっても「遷都」はない方がよいし、御所の女房らはこの遷都に対しては誰れも歎息しない者はいないし、涙を流す者もあったという<sup>(52)</sup>。だが高倉上皇としては遷都の是非については何もおっしゃらなかつたという。この日、左少弁行隆が來ていうには都の地を「小屋野」と改定したと清盛が院な

どに申すべきであると申したという。こうみてみると和田の地から小屋野に変更するにあたっては清盛の意向によって決したものであることはあきらかである<sup>(53)</sup>。

六月十八日、兼実は高倉上皇に所勞により旧都に帰る旨の書状を提出している<sup>(54)</sup>。その翌日、兼実の許に前大納言藤邦綱が告げてきたところによると、昨日、左大臣経宗以下近辺に参る公卿らが院御所に参会して懸案の園城寺僧徒の問題を尋問し罪科に処すことが宣下されたという。その結論は僧綱廿七人の解任と所領の没収であった<sup>(55)</sup>。もっとも、大夫史隆職の連絡では沙汰はあったものの宣旨は下されず廿二日なってやうやく宣下されたという。こうして以仁王や源頼政の挙兵にかかわった園城寺の門徒僧綱已下の処分が行われたのであるが宣旨の冒頭で「園城寺悪僧等」<sup>(56)</sup>とあるのが注目される。またその処分の一つは「朝家」で催す法会や講義に召される「公請」についてはことごとく停止し、現在の官職ならびに綱位は解任ということであった。また荘園に関しては末寺荘園及び寺僧の私領は収公するというきびしいものであった<sup>(57)</sup>。なお、この日に無品円恵法親王の所帶と天王寺検校職が停止されたし、去る廿一日には全玄法印が権僧正（五壇法の賞）に任じられ、また天台座主明雲は天王寺別當に補されている。このように院をはじめとして公卿殿上人などの信仰をあつめている天王寺別當に明雲を補任したことに対して兼実は叡山の僧を天王寺別當に補したことは往古にも例はあるけれども近代では多くは園城寺の僧であったとし、今、園城寺との関係を絶って叡山を抽賞し明雲はこの恩に預ったわけでその沙汰にあたった左少弁行隆は恐れをなしたという。いずれにしても、この補任は清盛の後押しで行われたものであることはいうまでもない<sup>(58)</sup>。だが七月に入って叡山の衆徒大衆が蜂起して「欲拂座主」<sup>(59)</sup>といった動きがみられている。外に対しては叡山としての一致があるようみえて、内部ではかならずしも一致していなかったようである。今度の蜂起は座主らの親平氏的態度に対する批判のあらわれとみてよいであろう。ところで伝聞によると六月廿八日に小除目があって、あの左少弁行隆が山城守に右少弁兼忠が大和守に任じられている。注目すべきは後者について兼実は「南都事殊可有沙汰故云々」<sup>(60)</sup>と記している。つまり、南都の衆徒は以仁王の挙兵に呼応する動きがあったため官軍派遣の是非が問題となったことは前述したところで、今度の右少弁兼忠を興福寺のある大和国の国守に任命したことは南都諸寺に対する支配の布石の意味があったからである。他方で七月初めに法勝寺御八講始めが行われ天台座主明雲がこのような大法会の論議の時、問答者の所説を批判しその可否を判定する「證誠」になっている。兼実は古来より凡そ諸寺八講の「證誠」に延暦寺の僧が務めた例はないのではと自問自答したという<sup>(61)</sup>。後白河法皇は幽閉の身であり、高倉上皇は平氏の擁護なしには何もなし得ない状況であるからこの人選も恐らくは平氏の意向にそって決められたものであろう。こうした平氏の党派的利害を持ちこんだ最たるもののが今度の「遷都」であろうが、もっとレベルの低い次元のことでも平氏によって押しすすめられているのである。その一例として「官位」の推舉や婚姻政策がある。次にその点をとりあげてみたい。

すでに述べたことであるが、例のクーデターのあとで清盛は右大臣兼実の嫡男良通を従二位

ならびに「権中納言并右大将」に推挙して父を驚かしたが、実は「遷都」問題が浮上した時期に再び良通の婚姻が問題となっているのである。つまり、六月九日に花山中納言兼雅卿の女子（摂政基通が養子としていた）が初めて皇嘉門院に参内しているのであるが、これは来たる廿三日に兼実の子息良通に娶らせるためであった。つまり、清盛はまず彼女を皇嘉門院に参内させその後に良通と密々に会合させるよう申し入れたのである。彼女は十一歳で母は清盛の娘で兼雅卿に嫁しているから清盛の外孫にあたるのである。兼実はこの問題は両三年にわたってすすめられてきたものでなんとか逃れ過してきたが、今回は突然に清盛から要請があり、兼実の姉の皇嘉門院としても彼女を請取らざるを得なかつたのである。すなわち「若辞遁者、豈安生涯哉、仍慄所被請取也（傍点筆者）」<sup>(62)</sup>と記しているのである。なお、兼実が両三年にわたってといっているのは清盛の息宗盛が以前に要請してきたものであつて、その折りには兼実は自分には進退権がなく姉で故崇徳天皇の中宮、関白忠通の娘皇嘉門院聖子にあるとしてからくも逃れたのであった。今回の清盛はその点を巧妙について外孫を皇嘉門院にあずけるといった方法をとつたのである。こうして福原より洛中にもどっていた兼実は廿三日に密々に「嫁娶事」を行つたのであるが、兼実によればこれは「娶をとる礼」でもなく「婦を迎える儀」でもなく「最略密々沙汰」で行つたといつている。兼実にとってこれがぎりぎりの抵抗ということであろうか<sup>(63)</sup>。さて、兼実は「所勞」（ならびに嫁娶事）を理由に洛中にもどっていたためその間の園城寺の僧徒の処分を行つた「仗議」には出席できなかつたが、使者をはじめとして福原にあつた公卿殿上人が兼実の許をしばしば訪れている。そのうちの一人に高倉院の使者頼高が唐絵の屏風を持参して兼実に色紙の記載を依頼してきている<sup>(64)</sup>。兼実としては所勞により筆をおろすことができないなどといつているのだが「唐絵」の屏風が話題となつたので、ここで少し「唐物」について言及しておきたい。

すでにふれたことではあるが、兼実をはじめ官人貴族などの間では宋朝などとの交流や交易には消極的なのであるが民間では「唐土」より銭の流入などによって「銭病」などという病気が流行したとして話題となっている。ここでは七月中旬に行われた兼実の娘の「姫君着袴之儀」での調度品などを取りあげ「唐風」や「唐物」などの滲透度の一端にふれてみたい。この儀式で用いられた敷物などの調度品や着物などをみると「加唐錦茵爲姫君座」とか略儀のため立てなかつたが「唐匣之鏡台同筥」とか「高麗疊」がもちいられることがあるし、この儀式に参加した女房八人のうち上躰の二人などは蘇芳の单重、女郎花の表着、二藍の「唐衣」、他の四人も女郎花の单重、蘇芳の单重、薄青の「唐衣」などを着ているのである。以上は全く任意の事例であるが書物などを含めてこの頃はかなりの唐物が滲透していることは確かなのである<sup>(65)</sup>。

さて、この七月の中旬、奈良の大衆が二派に別れて敵となって衝突するといった事件があつたという。一方は別当僧正玄縁で他方は一条院信円法印だという<sup>(66)</sup>。ある人が翌日になって兼実に語ったところによると「春日御正体」を盗み出そうという動きがあり大衆が立ちあがつ

てそれを奪って留めることができたという。あるいは別当僧正や社司らがこれに同意して福原に移そうとしたもので、そこで大衆らは別当を追放しようとしたものであるとか、あるいは「凶徒」の仕業であるなど諸説があつてその真偽の程は知り難いという。だがいずれにしろ「春日御正体」を福原に移そうとする動きがあつてそれを大衆が阻止したということは重要である<sup>(67)</sup>。つまり、これは南都の宗教界の一部に平氏主導の「福原遷都」に呼応する動きがあつたことを物語っているのである。同じ七月に、洛中にあつた兼実の許に大外記頼業より福原の模様が伝えられている。まず第一は、福原をしばらく「皇居」とし道路を開くとか宅地を官人に給付することなどが行われたもののその宅地は広いものではなかったという<sup>(68)</sup>。七月下旬の二度目の大外記頼業の注進は昨年十一月のクーデターで処分された一部の人が恩免となつたということであった。その人々とは前按察使源資賢、前右少将源雅賢、前右少将源資時、前但馬守源信賢、前右兵衛督藤原光能、前大蔵卿高階泰経、前左衛門佐高階経仲、前権中将平親宗らの八人であった。勿論、前関白基房や前相国師長らは含まれてはいない。八人の内訳は源姓四名、高階姓二名、平姓及び藤原姓各一名であった。これでみると平氏は強硬策一辺倒ではなく福原に移って二ヶ月程たつたこの段階で一部を恩免としたことは官人貴族をひきつけ遷都をスムースに運ぶ必要があったからであろう。その大外記頼業が八月になって福原より上洛し、所用をすませたあと兼実を訪れている。兼実はさっそく「福原」のその後のことを見ねているが、遷都の問題について高倉上皇が考えていることや「福原」の模様は七月の報告とほとんど同じであった。今度の遷都については福原に皇居以外に設けられる宮殿＝離宮をたてて暫く過し、必要に応じて大路や小路をつくる。またしかるべき卿相侍臣らには宅地を給付することであった。他方で大嘗會の延期などからみてあまり「福原遷都」の事業は進展していないことが解る<sup>(69)</sup>。また以上の状況については「離宮」という考え方を除けば清盛の見解と一致するものとなつてゐるのである。しかも、高倉上皇は七月末日には兵仗封戸等を辞退されていて上皇も辞退する意向なのであった<sup>(70)</sup>。勿論、それは「御惱」のためでもあったのである。こうして八月初めの頭弁藤経房の福原からの書状によると高倉上皇の意向としては同月十二日以前には福原にもどってきて欲しいということであった。札紙によるとその時に大嘗會を実施するか否かを議することになつてゐるのである。だが兼実としては病が重く福原に参上することは耐えがたい旨の書状を提出している<sup>(71)</sup>。伝聞によると去る一日に平時忠卿が奉行となって頭弁経房朝臣を召して、大嘗會はなお今年行うべきであつてその場所は御在所（福原）が適當だとして沙汰するよう命ぜられたという。だが経房朝臣はこの問題は公卿の人々に問うべきであると申しあげたところ「僉議」を開くことになったという。こうして在京の左大臣経宗及び大納言忠親らが福原に召され、左大将藤実定、権大納言隆季らは福原にあつたため召集に預つたが他の人達にはなかつたという<sup>(72)</sup>。ところで隆季卿がひそかに語つたところによると高倉上皇は遷都のことは凡そなお思い通りにはならないので余儀ない沙汰として、今はその終始を見守るしかないということだという。昨年の十一月のクーデター以後の清盛の一種の恐怖政治のもと

では多くの公卿殿上人もまたそのような感慨をもっていたようで、兼実自身は近日のことはみな「天魔謀略也」<sup>(73)</sup>といっているのである。

さて、八月十二日夜、兼実が福原に遣わした使者木工允重承が帰ってきての報告によると兼実の病気を心配した清盛はいささかでも不快であれば無理をして福原に参るには及ばないということであった<sup>(74)</sup>。同日にはまた福原の摂政基通と前権大納言藤邦綱から返事があり、基通からは自からの病気については「希有存命了」といったあとで兼実の健康を案じているのである。密々に邦綱卿が報じた返事では①高倉上皇の病気は回復しているといわれているが事実はそうではなく、日を追って悪くなっているという<sup>(75)</sup>。②去る頃に「古京」に還都すべきとの議が出されたので権大納言隆季と権中納言平時忠が相談して清盛に進言したところ「尤可然、但於老法師者、不可參御共云々 (傍点筆者)」<sup>(76)</sup>ということであったという。この結果、公卿と清盛との間で考えが異なっていたとして「古京」への還都の僕議などは停止となったという。③大嘗會については、公卿たちは日頃から延期と心得ていたところ逆に清盛より何故に行わないのか、はなはだもって納得できないとの発言が伝えられ実施する案が再浮上してきたという<sup>(77)</sup>。万事がこの調子なのでじっと見守るしかないというのである。八月末日にいたり、洛中で「千僧事」を実施するために福原より頭弁経房が上洛してきたため兼実は例の如く「福原」の状況を聞いている。経房によるとただ今のところ福原は皇居以外に設けられた皇室の宮殿=離宮があって、そのかたわらに設けられる八省が完成するのは明後年になるという。今年の五節以前には皇居が造られるがこれは清盛の私力で造作されるもので移徒の後、借り召すことになっているという<sup>(78)</sup>。こうみると「大内裏」が完成するめどははっきりしていないし、皇居も国家的事業で行われているわけではなく平氏の私力=財力で着手されているのである。つまり、いまだに国家的事業としてそれぞれの機関が作動しておらずその力もなかったということであろう。また例の大嘗會については別当時忠卿より今年行うとの仰せがありそのためには内裏造営を行うべきでその間のことを早々に沙汰すべきだという。頭弁経房としては「大嘗會」を実施するのは正礼であるが先日沙汰があって延期となつたばかりで、いま期日(十一月)がせまってからたちまち実施するというのは恐らくは神事懈怠の因縁によるものかなどといつている。しかも、造内裏の方角についての禁忌には問題がないかどうかともいっている。こうして今度の遷都と延暦十三年に長岡京より平安京に遷幸した時とを比較すると頗る背馳したものとなっている。その第一は彼の時は延暦十二年より沙汰があって内裏も完成し人家の過半が移住した十三年十月に遷幸となったのである。「公事」も新都で行ったがそれが「遷都之儀」であった。それに対して今回の福原遷都は六月二日に急ぎ遷幸したもののその時これが「遷都」であるといっていない。第二は、後になって「遷都之儀」はあったがいまだにその地は定まっておらず「當時御所、未被定仰可爲帝都之由、已似離宮 (傍点筆者)」<sup>(79)</sup>といっているのである。第三は、旧都の人屋の人はいまだに一人の移住もないし、諸々の「公事」はかの「古京」で行っている。こうした問題については経房らが執奏し去る十三日に院殿上で僕議され種々議

論となつたし、またそれにさきだって脇陣では陰陽師ならびに両大外記、大夫史などを内々に召して禁忌の問題などについて尋問があったという<sup>(80)</sup>。十二日の議定では、結局、今年大嘗會を行うか否かの件については延期となったという。なお、前日に洛中の十ヶ所ほどの社寺を參詣したついでに「洛陽」を見廻った経房朝臣はいまだに荒廃していない有様をみて、恐らくはこの「洛陽」に還ることになるのではと兼実に述べたという<sup>(81)</sup>。

同じ日の夜、季長朝臣が福原より上洛し摂政基通や邦綱の返報を兼実に伝えている。それによると高倉上皇の病気は特別なことは生じてはいないが来月からは薬の服用と灸治の治療を行うという。また大夫史隆職と逢った次いで彼がいったことは近日の天下の暗然とした状況の下では兼実が「内覽」（太政官から天皇に奏上したり、もしくは天皇が太政官に下だす文書を事前に内見を行う職務の人）に就任すべきとの内議があったという<sup>(82)</sup>。だが期待の兼実はそれはできないといっている。かつて高倉上皇の東宮傳を務めたことのある兼実にこうした期待をすることは自身が病弱で無力である上に、摂政基通に期待できなかつたからであろうか。いずれにしても、清盛による今度の福原遷都の強行は空まわりというか独演といったもので、遷都の実態はほとんど進捗していない状況にあったのである。こうしてまもなく「古京」に還都することになり今度の「遷都」は挫折することになるのだが、その詳細は次の源氏の挙兵のところで取りあげることにしたい。

### (13) 源氏の挙兵

この年の八月中旬、伝聞によると熊野権別当湛増が紀伊で謀叛を起し、弟の湛覚の城及び所領の人家数千宇を焼き払って鹿瀬以南を掠領したという<sup>(83)</sup>。また伝聞によると謀叛の賊源義朝の子が年来の配所である伊豆国にあって近日では凶悪な行動をとり新司の先使を凌轢したという。この伊豆国は平時忠の知行国で隣国の駿河国についても押領しているという。さらに源爲義の子息行家はこの一両年熊野辺りに住んでいたが去る五月の源頼政らの蜂起の折りに坂東方に赴いて義朝の子と与力して謀叛を企てたという。こうして畿内とその周辺の反平氏の蜂起が関東にも波及しているのである。しかも、こうした今度の関東の蜂起に対して兼実は「宛如將門云々」といい、ついで「凡去年十一月以後、天下不靜、是則偏以亂刑、欲鎮海内之間、夷戒之類不怖其威勢、動起暴虐之心、将来又不可鎮得事歟（傍点筆者）」<sup>(84)</sup>といっている。つまり、この度の関東の源氏などの蜂起を承平・天慶の乱(935~941)の将門らに比していることと、この動乱の起点を去年十一月の平氏のクーデターにおいているのが注目される。しかも、「夷戒之類」の威勢は強力で将来又蜂起する場合には簡単には鎮圧することはできないともいっているのである。さて、この関東の反逆に対して九月五日には大外記頼業、大夫史隆職らは召しにより院に参って評議した結果、追討すべき由を頭弁経房が宣下し左大将藤実定が官符をしあげたという。この宣旨は大夫史隆職より洛中の兼実の許にも注送されてきたが、それによると右近衛權少將平維盛、薩摩守同忠度、參河守同知度らに追討すべき由が命じられ<sup>(85)</sup>、廿

二日には下向することになったという。しかしながら六日到着の飛脚によると東国の軍兵はわずかに五百騎ですでに官兵二千騎と合戦となり「凶賊」らは山中に遁げこんだという。この戦いは恐らくは八月廿三日から始った「石橋山の合戦」のことであろう。ところで先程の維盛朝臣らの追討使は廿一日に「福原」を出発して「小屋野」に一泊したあと「古京」に入洛して廿七日か廿八日に首途するという<sup>(86)</sup>。注目すべきは福原を出発し「小屋野」を経て「古京」より首途するというこの順路であり、かつ、福原や小屋野が平氏の軍事上の拠点となっていることであろう。

次に、この間にあっても、洛中の兼実の許にはかの大夫史隆職朝臣が福原より上洛し訪れている<sup>(87)</sup>。彼は廿八日にも再度訪れて「新都」のことを報告しているのであるが、その内容にはさしさわりがあるためか「不能具記」<sup>(88)</sup>とある。この他には廿六日の夜には参議定能朝臣が、廿七日には同じく福原にあった源中納言雅頼が上洛し、その翌日には兼実を見舞っている<sup>(89)</sup>。十月に入ってこの度の「遷都」に関し注目すべき動きが見られる。つまり、ながらく平氏とは友好関係にあった延暦寺衆徒が「遷都」に関し公然と批判を展開したことである。彼等は蜂起して自らの奏状を職事にことづけているのである。この衆徒らの奏状は兼実も一週間後には披見しているのであるが、内容としては「遷都」を止めることを訴えるとともに、もし裁許がなければ山城・近江の両国を押領すべく支度をするという内容であった<sup>(90)</sup>。兼実はこの奏状は頗る優美なものであってそれは申すことに「道理」があると肯定的に評価しているのである<sup>(91)</sup>。この奏状を取りあげている「源平盛衰記」の「山門都返の奏状の事」によると「殊には山門三千の衆徒僉議して都帰り有るべき由、三箇度まで奏状を捧げて天聴を驚かし奉る」<sup>(92)</sup>とある。とくに叡山は今度の遷都によって「近江国」といった近都に存在することの便がなくなり「無人干帰依、偏失活命之計、已爲離山之基云々（傍点筆者）」<sup>(93)</sup>といって恐れていたのである。たしかに前述したように七月中旬には南都の春日社の「御正体」を盗み出して福原に移そうという動きがあり、一説にはこれには別当僧正や社司らも同意しているということがいわれたりしていたのである。つまり、一ヶ月半後には遷都に呼応しようとする一部の社寺の動きがみられたのである。これに対して今度の延暦寺の衆徒大衆の言動は公然たる遷都に対する批判であって、平氏と延暦寺との関係＝政治的配置の上で変化が生じている点が注目されるのである。

さて、この時期に兼実が以仁王の生存説と今度の遷都に関連させて以下のように述べている点も注意を引くところである。というのは十月になっても以仁王は生存していて、七月には伊豆国に下着し、いまでは甲斐国にあってかの伊豆仲綱などを相具しているのである。兼実は但しこれは信用できるかどうか問題だといったあとで「凡權勢之人、依遷都事、失人望之間、如此之浮説流言、不可勝計歟（傍点筆者）」<sup>(94)</sup>といっている。つまり、以仁王に関する浮説などと遷都による権勢之人（清盛）の人望の下落と対比させて以上のように述べているのである。かくて十一月の初旬にはさきに維盛朝臣已下の追討使に率いられた五千余騎の官軍は東

国の源氏に追撃され、洛中にもどった者はわずかに三百騎にすぎなかつたという。この点に関して兼実は、往昔以来、このように追討使が洛中に追い返された例はきかないといつてゐる<sup>5)</sup>。これは十月二十日の「富士河の合戦」による平氏の敗走をいつているのであろう。こうした東国での平氏の敗走のさなか福原では清盛と前大将宗盛との間で、今度の「福原遷都」のことで意見の違いが生じたようである。兼実はこの点に関する伝聞として「遷都」すべき（「古京」にもどるべき）との意見を述べたが承諾はなく口論となり人々を驚かしたといつてゐる。父であり絶対者である清盛に対して宗盛が公然と反抗したとは考えにくいが、平氏内部にも遷都の是非をめぐって意見の違いが生じた結果であろうし、これはなによりも今度の清盛の遷都強行などにみられる強圧的政治に対して内外の不満や批判がたかまってきたことに対する反映とみてよいであろう<sup>(96)</sup>。なかでも今年前半の以仁王の蜂起とそれに続く関東での反平氏の蜂起は福原に大きなインパクトを与えたことは確かであつて、前述のように九月末日には追討使は五千騎の官軍を率いて関東に下向しているばかりでなく、すでにそれ以前の九月のはじめに清盛は関東在住の相模の有力武士大庭景親らを私的に派遣しているし<sup>(97)</sup>、九月中旬には九州の筑紫辺で反逆があったためそちらにも私的に追討軍を遣わしたというのである<sup>(98)</sup>。さらに熊野での反平氏活動も盛んになっているものの、こちらはいまだに沙汰ができないでいるという。しかも、前述のように十月には東国では簡単に敗走し、十一月四日の晩景にはかの追討使も帰洛しているのである。先に入洛した知度軍は僅に二十騎で、追って入った維盛軍も十騎に過ぎなかつたという<sup>(99)</sup>。こうしてこの二日後に福原よりある人が兼実に伝えてきたところによると今度は教盛、経盛らを重ねて追討使として東国に派遣することにしたというが、彼らでは追討使の要をなさないということで「世上之嘲」<sup>(100)</sup>はただこのことにあったという。つまり、これをみても平氏方がかなり浮足しだっていることが解るのである。十一月初旬にはおよそ遠江以東の十五ヶ国が関東に与力しており、平宗盛、教盛らが自から赴くべきであるということであり、関東の逆党が美濃国まで進出してきて、清盛は追討使派遣に先きだつて美濃源氏追討のために私の郎徒を遣わしたというのである。このように戦局は平氏にとってかなり不利な状況となつてゐるのである<sup>(101)</sup>。

さて、十一月の初旬ともになれば「福原」の動静があわただしくなつてゐることが洛中の兼実の許にも伝えられている。兼実が福原に遣わした使者が十日に帰ってきての報告によると「都帰り」（還都）のことによほどの沙汰があつたということであった。その翌日には宗雅が兼実の許に来て「還都事」について平重衡朝臣より人々に問たことが示送されたと報告されている。もっとも、この日福原では安徳天皇を清盛の新造第に移されたといふ<sup>(102)</sup>。この新造第では大嘗会かそれとも毎年の陰曆十一月の新嘗会に行われる五節の舞を中心とする儀礼を行うとして造られたのであって、それなりに新都づくりはすすめられていたのである<sup>(103)</sup>。翌々日、兼実は福原からの二つの情報を得ている。その一つはある人がいうには「還都事」の決定があるということで、その悦びは少くないといつてゐることと<sup>(104)</sup>、他の一つは福原離宮の新造皇居で天

皇が即位後最初に政務をとるときに行う儀式=万機匂が行われたという。もっとも、左大臣経宗の命令で左中将泰通朝臣は内侍の出を待たずに昇殿するといった希代のことを行ったという。兼実は例によって故実にうとい左大臣経宗の指示を問題としているのである<sup>(105)</sup>。このように古京=洛中にあった兼実は福原の「新都」に関する情報を得たもののたまらなくなつたのか、とうとう十四日に福原行きを決めたのであるが、「都帰り」が決ったということもあって、それが「慥説」であるかどうかを確認のために出発を見合わせている。その日の夜になって人伝てで「還都」の沙汰はあったものの、ずっと以後かいまだに「定日」は聞いていないという<sup>(106)</sup>。そこで兼実としては明朝福原に向けて出発することにして子息権中納言良通とともに十五日の辰刻に京を出発している。だが途中で福原からの飛脚と会い持参した清盛の書札にはたとえ途中であっても福原行きはとどまるようにということであった<sup>(107)</sup>。兼実としてはこのところ万事不審のことが多いが天下の大事であり病をおして福原に参上しようとして途中で止められ分懲やる方ないが、結局は洛中にもどることにしたのである<sup>(108)</sup>。翌日、福原より重ねて脚力が兼実の許に到来しているが、それはほかでもなく昨日兼実が福原に参上することを止めたことに関してのものであった。今度の兼実の福原行きを清盛が止めたのは女院の御不豫（皇嘉門院聖子）と兼実の所労を配慮したからであったという<sup>(109)</sup>。またこの月の廿五日と廿六日には「都帰り」を行うことが決まったので、前述の「五節」の行事などは彼の新都で行うということであった<sup>(110)</sup>。この日、あの靜賢法印が頼輔入道宅に来ていには、去る十四日に福原を出た時にはこの還都=都帰りは決まっていなかったという。それは平時忠が賛成ではなかったからであった<sup>(111)</sup>。彼としては最初は疑問をもってはいたものの都城の選定をはじめ大嘗会の実施などに鋭意勵んできたわけで、今度の還都にはにわかには賛成できなかつたのであろう。

十九日、伝聞によると「還都」については来たる廿六日に福原を出発し、来月二日には入洛すると仰せられたという。この知らせを知った延暦寺の衆徒たちは自分たちの再三の訴えが結実したこともあるってか大いに悦んで種々の御祈り等をはじめるという<sup>(112)</sup>。この夜、兼実は天下の動静のことを夢みたが吉凶いまだ決しなかつたという。なお、この日ある人がいうには東国の蜂起は近江に及ぶ勢いだということであった。廿日には右中弁兼光が兼実の許に来て談じたところによると今度の「還都」の間の政務の取りさばきについては事の子細が多く記録する違がなかつたといっているから紆余曲節があつたことは想像に難くない<sup>(113)</sup>。翌廿一日の未刻に福原より人が告げてきたところによると還都の日程が早まって来たる廿三日に御出門、廿四日には寺江に到着し、廿六日には入洛するということであった<sup>(114)</sup>。ところで福原出立の日の申刻に、人伝にいうところによると前日の夜、手嶋藏人某（元三条宮に祇候し、近年は清盛ならびに宗盛に仕えていた）が「福原」の人宅に放火し逐電して東国に向つたという。これは還都が決まりあわただしくなつた隙をついた反平氏の行動で東国の源氏に呼応する動きの一つとみてよいであろう<sup>(115)</sup>。翌廿四日にはこのところの近江の騒動が激しくなり、「還都」は一時、猶予すべきとの議があったものの予定通り廿三日御出門、本日（廿四日）寺江に到着し、明日

は木津、明後日の早朝には入洛するという。かくして後白河法皇や清盛も同じく上洛することになり、福原には一人も残らないといふ<sup>(116)</sup>。

同月廿六日に上洛した主上は五条第（前大納言邦綱家）に着御したが、供奉の公卿は権中納言成範と権中納言平時忠ら許りで將軍の供奉はなく左大将藤原実定は不参だったという。兼実はこの行幸の有様を「太だ以て軽し」といっている。夜になって新院（高倉上皇）の入洛があり頼盛卿の六波羅第（池殿と号す）に着御したという。法皇には武士数十騎が路の間を囲繞していたというから叡山の衆徒らの法皇奪取に備える一方で、いまだにかのクーデター以来の幽閉状態は継続され監視もつづけられていたのであろう<sup>(117)</sup>。この日、兼実は去る六月二日に忽然と摂州福原の別業に都を遷都したことにより、①天変地異之難、②旱水風虫之損、③嚴神靈社之怪、④関東鎮西の乱といった「災異」が起きたといっている<sup>(118)</sup>。こうした観点から洛中に都が「還都」することができたのは「神明三宝之冥助」によるものであるという。この「還都」によって一天之下、四海之中の王侯卿相、縉紳貴賤、道俗男女、老少都鄙など、「莫不歡娛、此事誠是散衆庶之怨、協萬民之望者也（傍点筆者）」<sup>(119)</sup>といって「衆庶之怨」を散じ「万民の望」にかなうものだといっている。もっとも、清盛がたちまち懇意を変えて主上や院などを都にかえしたことに人々や世間では悦びながらもかえってあやしんだようだとみているのである。つづけて兼実は今度の「還都」はどうして生じたのかその理由に関し諸説をとりあげている。まず第一は、今度の関東の謀叛は福原遷都より生じたものといっている。なんとなれば法皇を幽閉し重臣を処罰して都を狭少の地に移すなど万民はこれを愁いた。しかもこれを実施した手法は「皆雖假名於勅宣、其実任雅意、此等之子細、逆心已炳焉（傍点筆者）」<sup>(120)</sup>というものであった。つまり、後白河法皇の幽閉にはじまる前年十一月のクーデターや今年六月の福原遷都は名を「勅宣」に假りるとはいうもののその実は平氏の思うままに振舞おうとする考えに任せたもので、これらの子細からみて「朝家」に対する「逆心」はあきらかである。しかも、このような平氏の行動が遠境にも伝わりとうとう源氏の決起=蜂起となって再興を計ろうとする動きとなった。これは去年の僭上の咎と今年の遷都の実施を懲しめたものであって、もし君主が帝都に帰るならば関東武士は民烟を亡ぼすようなことはしないともいっている。以上から注目されるのはこの間の平氏の政治的手法について「雖假名於勅宣、其実任雅意」といっていることである。すでに平氏の追討使派遣は勅宣によるものであったが、それによらず相模の有力豪族大庭景親や清盛の郎従などを私的に派遣して追捕にあたらせるとか、経島の構築とか福原での皇居の造営は平氏の私力によるものであった。清盛としても、これでは公的なものではなくある意味では問題であることは承知していたのである。そこで平氏としては天皇や院に勅宣を下だすことをなれば強制するなどして、名を勅宣に假りて自分たちの私的利害を有利に貫徹することを計ったのである。

さて、台嶽の衆徒大衆は度々奏状を奉じて福原遷都に反対しどう還都を実現したわけである。衆徒らの反対の理由に今度の遷都により「近江」といった近都に叡山があったことから

そのような便がなくなり「無人于帰依」といった事情ともなれば寺院の維持にも深刻な影響を与えるかねないという考え方などがあったからである。その他、今度の還都を促したものとしては新院の御惱が日を追って増大し、もし辺土の「行宮」で大事にいたるならば終身の恨みを遺すことになるので帰都すべきであるなど<sup>(121)</sup>院宣再三に及んだため清盛としてもこれを無視することができなかつたというのである<sup>(122)</sup>。最後に、兼実は「禪門深悔積惡之重、爲蕩神明之心、此儀出来云々」<sup>(123)</sup>といつて還都のもう一つの理由にあげている。以上のような理由から急に「還都」になったのだが、この点は「天下の贊美」するところであつて、こうした見解はあながち「浮言」ではないといつてゐる。いずれにしても、今度の還都を促した最大のものは関東での源氏の蜂起を鎮圧することができなかつたことと、遷都に反対する動きがたかまりとうとう盟友でもあった叡山の大衆をも反対の側に移させてしまったことなどにあつたのではなかろうか。もっとも、兼実は今度の還都を歓迎しながらも「若猶不委政於公者、定無還都之詮者歟(傍点筆者)」<sup>(124)</sup>といった指摘は主権の所在がどこにあるのかを考える上で重要な指摘である。つまり、兼実は「政事」が平氏によって事実上私的に壟斷されている関係を「公」(「朝家」)に委ねないならば定めし還都も詮ないものといつてゐるのである。ところで、ほぼ半年間の「福原」の現実はどうであったのかといえば、前述したように長岡京から平安京に遷都した時と比すべくもない。それは遷都における計画性のなさや一定の合意形成の有無などに端的に示されている。例えば皇居の一部は確かに造築したがそれは平氏の私力でなしとげたものを借用するというものであった。ここに端的に示されているように、平氏は公卿・殿上人など上級官人、諸官衛の役人、地方の役人などを掌握し統治することに成功していないのである。つまり、国政はもとより国家機構も円滑に作動し運転されていないのである。こうして平氏は昨年のクーデターで事実上の権力を掌握してはいるもののそれは兼実がいふように、基本的な問題に関しては「雖假名於勅宣、其実任雅意」というものであつて、一見問題なく進行しているようにみて、その実は多分に平氏の私力や独演であるという弱点に留意されねばならない。だがそれにもかかわらず都が「古京」に還都することができても、兼実らにとっては「若猶不委政於公者」ば「詮」なきことだったのである。このことは実質的な権力の所在はどこかというならば武家権門=平氏政権が掌握していたといわざるを得ないし、平氏としても「福原」より「古京」に「還都」しなければならない最大の要因だったのである。

註(1) 太政官符案 治承四年二月七日、平安遺文三九〇三号

(2) 玉葉 治承四年二月廿日条。

(3) 帝王編年記 卷廿二 承安三年癸巳

(4) 註(1)に同じ。

(5) 山槐記 治承四年十月十五日条。「唐船着輪田浜、今日遣侍男令交易葉種」とある。

(6) 長秋記 長承二年八月十三日条。

(7) 玉葉 治承四年二月廿一日条。

(8) 玉葉 治承四年二月廿八日条。

- (9) 百鍊抄 治承四年三月十九日条。
- (10) 玉葉 治承四年三月十六日条。
- (11) 玉葉 治承四年三月十七日条。
- (12) 平家物語 卷第四 嶽島御幸。
- (13) 治承四年三月十七日条
- (14) 吾妻鏡 治承四年四月九日条。
- (15) 玉葉 治承四年四月廿二日条。
- (16) 玉葉 治承四年五月十四日条。
- (17) 玉葉 治承四年五月十六日条。
- (18) 玉葉 治承四年五月十七日条。
- (19) 玉葉 治承四年五月廿一日条。
- (20) 玉葉 治承四年五月廿二日条。
- (21) 玉葉 治承四年五月廿三日条。
- (22) 玉葉 治承四年五月廿六日条。
- (23) 百鍊抄 治承四年五月廿七日条。
- (24) 百鍊抄 治承四年五月廿八日条。
- (25) (26) (27) (28) 玉葉 治承四年五月廿七日条。
- (29) 玉葉 治承四年三月十九日条。
- (30) 玉葉 治承四年四月八日条。
- (31) 玉葉 治承四年四月九日条。
- (32) 玉葉 治承四年四月廿二日条。
- (33) 公卿補任 治承四年<sup>ノ</sup>。
- (34) 註(32)に同じ。
- (35) 玉葉 治承四年五月廿日条。
- (36) 玉葉 治承四年五月廿三日条。
- (37) 註(35)に同じ。
- (38) (39) 玉葉 治承四年六月一日条。
- (40) (41) 玉葉 治承四年六月二日条。
- (42) (43) 玉葉 治承四年六月三日条。
- (44) 玉葉 治承四年六月四日条。
- (45) (46) 玉葉 治承四年六月六日条。
- (47) 百鍊抄 治承四年六月二日条。
- (48) 玉葉 治承四年六月八日条。
- (49) 玉葉 治承四年六月十一日条。
- (50) 玉葉 治承四年六月十四日条。
- (51) (52) (53) 玉葉 治承四年六月十五日条。
- (54) 玉葉 治承四年六月十八日条。
- (55) 玉葉 治承四年六月十九日条。なお、兼実はこの日に所勞により「旧都」にもどりたい旨を院に申し出て許されている。
- (56) (57) (58) 玉葉 治承四年六月廿二日条。
- (59) 玉葉 治承四年七月一日条。
- (60) 玉葉 治承四年七月二日条。
- (61) 玉葉 治承四年七月三日条。
- (62) 玉葉 治承四年六月九日条。
- (63) 玉葉 治承四年六月廿三日条。
- (64) 玉葉 治承四年七月十一日条。
- (65) 玉葉 治承四年七月十七日条。

- (66) 玉葉 治承四年七月十四日条。
- (67) 玉葉 治承四年七月十五日条。
- (68) 玉葉 治承四年七月十六日条。
- (69) 玉葉 治承四年七月廿日条。なお、この恩免は職事の沙汰でなく、内々に仰せられたという。
- (70) 玉葉 治承四年八月四日条。
- (71)(72)(73) 玉葉 治承四年八月八日条。
- (74)(75)(76)(77) 玉葉 治承四年八月十二日条。
- (78)(79)(80)(81)(82) 玉葉 治承四年八月廿九日条。
- (83)(84) 玉葉 治承四年九月三日条。
- (85) 玉葉 治承四年九月十一日条。
- (86) 玉葉 治承四年九月廿三日条。
- (87) 玉葉 治承四年九月廿六日条。
- (88) 玉葉 治承四年九月廿八日条。
- (89) 玉葉 治承四年九月廿七日条。
- (90) 玉葉 治承四年十月廿日条。
- (91) 玉葉 治承四年十月廿九日条。
- (92) 源平盛衰記 卷二四「山門都返の奏状の事」
- (93) 玉葉 治承四年十一月廿六日条。
- (94) 玉葉 治承四年十月八日条。
- (95) 玉葉 治承四年十一月一日条。
- (96) 玉葉 治承四年十一月五日条。
- (97) 玉葉 治承四年九月十一日条。
- (98) 玉葉 治承四年九月十九日条。
- (99) 註(96)に同じ。
- (100) 玉葉 治承四年十一月六日条。
- (101) 玉葉 治承四年十一月八日、十二日条。
- (102) 玉葉 治承四年十一月十日条。
- (103) 玉葉 治承四年十一月十一日条。
- (104)(105) 玉葉 治承四年十一月十三日条。
- (106) 玉葉 治承四年十一月十四日条。
- (107)(108) 玉葉 治承四年十一月十五日条。
- (109)(110)(111) 玉葉 治承四年十一月十六日条。
- (112) 玉葉 治承四年十一月十九日条。
- (113) 玉葉 治承四年十一月廿日条。
- (114) 玉葉 治承四年十一月廿一日条。
- (115) 玉葉 治承四年十一月廿三日条。
- (116) 玉葉 治承四年十一月廿四日条。
- (117)(118)(119)(120)(121)(122)(123)(124) 玉葉 治承四年十一月廿六日条。

(きたづめ まさお 本学人文学部教授 日本史学専攻)